



交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

平成30年11月20日
警察本部交通部
交通総合対策センター

基本はハイビーム走行

ハイビーム(上向き点灯)で交通事故防止

夜間、車両を運転する際、ライトはハイビーム(上向き点灯)で走行することが基本です。

ただし、他の車両等と行き違う場合、または他の車両等の直後を進行する場合で、他の車両等の交通を妨げるおそれのあるときは、ロービーム(下向き点灯)で走行しなければなりません。

(道路交通法第52条第2項)

● ハイビーム

照射距離が2倍以上も違います!

基本

約100m



早期発見!



● ロービーム

約40m



すぐに発見できないかも...



対向車や前車がないときは、こまめにハイビームに切り替え、歩行者などをいち早く発見し交通事故防止に努めましょう。